資料　1

武蔵野市総合教育会議条例

（設置）

第１条　人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、武蔵野市長（以下「市長」という。）及び武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が協議及び連携を行うことで、武蔵野市（以下「市」という。）の教育施策を総合的な見地から推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定に基づき、武蔵野市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

（所掌事務等）

第２条　総合教育会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議

⑵　次に掲げる事項についての協議

ア　教育を行うための諸条件の整備その他の市の教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

イ　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

ウ　知徳体の調和のとれた人間の育成に資する学校教育、児童福祉、青少年の健全育成、生涯学習の推進等に係る諸課題において市長と教育委員会との連携を図るべき事項

⑶　前２号に掲げる事務に関する次条第１項に規定する構成員の事務の調整

⑷　前３号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要があると認める事務

２　総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（構成）

第３条　総合教育会議は、市長、武蔵野市教育委員会教育長及び武蔵野市教育委員会委員をもって構成する。

２　議長は、市長をもって充てる。

３　議長は、会務を総括し、総合教育会議を代表する。

４　武蔵野市副市長は、法第１条の４第５項に規定する関係者として、総合教育会議に出席し、及び意見を述べることができる。

（招集）

第４条　総合教育会議は、必要に応じて市長が招集する。

２　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
３　総合教育会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、又はこれらの者から意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。
（総合教育会議の公開）
第５条　総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
２　市長は、総合教育会議の終了後、速やかに、その議事録を作成し、前項ただし書に規定するときを除き、これを公表するものとする。
（大綱と長期計画との整合）
第６条　市長は、大綱の策定にあたっては、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第２条第１項の規定により策定する武蔵野市長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。
（その他）
第７条　この条例に定めるもののほか、総合教育会議に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。
付　則
この条例は、平成27年４月１日から施行する。